

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 進栄	茨城県常陸大宮市田子内町 3 2 0 0 - 1

2. 指名停止措置期間 令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 3 日まで（2 か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

（株）進栄は、常陸大宮土木事務所発注の 06 国補街整第 06－33－358－9－001 号道路改良舗装工事（その 1）の工事現場において、安全管理の不適切により、公衆に重傷者を生じる事故を起こした。

5. 指名停止理由

公衆に重傷者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 1 第 6 号ウに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第 1 第 6 号ウ>

措置要件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） （6）一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき。	認定をした日から 2 か月以上 3 か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 1 9